

諮問庁：国立大学法人熊本大学

諮問日：平成30年8月31日（平成30年（独情）諮問第51号）

答申日：平成31年3月29日（平成30年度（独情）答申第70号）

事件名：附属病院事業場安全衛生委員会委員名簿等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月26日付け熊大総務第67号により国立大学法人熊本大学（以下「熊本大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 熊本大学は、平成30年7月26日付けの法人文書開示決定通知書の中で、以下の部分を不開示とする決定を行った。

ア 平成29年度附属病院事業場安全衛生委員会議事要旨（第1回～第12回）及び平成30年度同要旨（第1回～第3回）の委員及び陪席者等の氏名。

イ 附属病院事業場安全衛生委員会名簿（平成28～30年度）の委員の氏名、第3条2号委員（事業場産業医）の職名の一部。

(2) 以下のことから、本件処分は妥当でない。

ア 熊本大学は不開示とした理由を、「特定の個人を識別することができ、法5条1号「個人に関する情報」に該当することから、不開示とする。」としている。しかし、その職に係る情報については、独立行政法人等の役員及び職員であることから、同号ただし書ハに該当する。

また、その氏名に係る情報のうち、独立行政法人等の代表者や職員の氏名については、職員録（独立行政法人国立印刷局編）を確認す

れば、当該代表者や当該職員の氏名を特定することができ、かつ、これを公にしたとしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、いずれの氏名についても審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとして、法5条1号ただし書イに該当する。

イ 独立行政法人通則法の3条2項において、「独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。」とある。

ウ 審査請求人が他の国立大学医学部附属病院や地方自治体病院に対して行った開示請求により開示された安全衛生委員会の記録を一部紹介する（資料1（略））。このように、委員名は開示されている。

(3) 以上の通り、本件処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者は、平成30年6月26日付けで熊本大学に対し、6件の法人文書を対象とした開示請求を行った。熊本大学は、当該法人文書の管理の方法等に基づき、これを9件として受け付けた。このうちの8件について、処分庁が同年7月26日付けで一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年8月12日付けで審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁の考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号の規定に基づき不開示とした原処分を維持することが妥当であると考えます。

#### 3 理由

##### (1) 不開示部分について

本件審査請求において審査請求人は、「平成29年度附属病院事業場安全衛生委員会議事要旨（第1回～第12回）及び平成30年度同委員会議事要旨（第1回～第3回）の委員及び陪席者等の氏名」及び「附属病院事業場安全衛生委員会名簿（平成28年度～平成30年度）の委員の氏名、第3条第2号委員（事業場産業医）の職名の一部」を不開示とした原処分は妥当ではないと主張する。

##### (2) 法5条1号の該当性について

諮問庁は、上記(1)の不開示部分について、法5条1号に該当すると判断し、当該部分を不開示とする原処分を行ったところであるが、当該不開示部分のうち、係長相当職以上の者の職名と氏名は、公刊されて

いる職員録等に職名と氏名が掲載されていることから、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと考えられる。

一方で、それ以外の者については、刊行物等においてその氏名等が公にされているわけではなく、また、熊本大学においてその氏名等を公にする慣行もないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。

#### 4 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分を変更し、原処分において不開示とした上記3（1）の部分のうち、係長相当職以上の者の職名及び氏名を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議
- ④ 平成31年3月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象文書は文書1ないし文書5であり、処分庁は、その一部を法5条1号及び4号トに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、当該不開示部分のうち、職員の氏名は法5条1号ただし書イに、また、職員の職に関する情報は同号ただし書ハにそれぞれ該当するので、これらの情報については開示すべきであると主張しているが、諮問庁は、原処分を変更し、係長相当職以上の者の職名及び氏名を新たに開示するとして、その余の部分については、同号に該当し、なお原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書において、「附属病院事業場安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」という。）名簿（平成28～30年度）」（文書3ないし文書5）の委員の氏名の開示を求めているが、原処分に係る法人文書開示請求書には、請求する法人文書の名称として、安全衛生委員会に関し、「平成28～30年度の同委員会委員の役職、所属部署が明記された書類。（個人名は不要）」と明記されており、審査請求人は、安全衛生委員会名簿の委員の氏名については、そもそも開示を求めていると認められることから、文書3ないし文書5において不開示とされた部分のうち「委員の氏名」については判断しない。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の不開示部分中、審査請求人が開示を求め、諮問庁がなお不開示とすべきとしている不開示部分（以下「本件不開示部分」という。ただし、文書3ないし文書5において不開示とされた部分を除く。以下同じ。）は、別紙2に掲げる部分である。

そこで、当審査会において本件不開示部分を見分したところ、本件不開示部分には、安全衛生委員会の委員及び熊本大学医学部附属病院の職員で係長相当職よりも下位の職員の氏名が記載されていると認められ、これらは法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁は、上記第3の3（2）のとおり、当該職員については、刊行物等においてその氏名等が公にされているわけではなく、また、熊本大学においてその氏名等を公にする慣行もない旨説明しており、これを覆すに足る事情もないことから、当該情報については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号トに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

## 別紙 1 本件対象文書

- 文書 1 平成 29 年度附属病院事業場安全衛生委員会議事要旨（第 1 回～第 12 回）
- 文書 2 平成 30 年度附属病院事業場安全衛生委員会議事要旨（第 1 回～第 3 回）
- 文書 3 附属病院事業場安全衛生委員会委員名簿（平成 28 年度）
- 文書 4 附属病院事業場安全衛生委員会委員名簿（平成 29 年度）
- 文書 5 附属病院事業場安全衛生委員会委員名簿（平成 30 年度）

別紙 2 本件不開示部分

1 文書 1

ページ	行及び文字
1 ページ目	4 行目の 3 0 文字目及び 3 1 文字目, 3 5 文字目及び 3 6 文字目並びに 4 0 文字目及び 4 1 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目, 6 文字目及び 7 文字目並びに 1 1 文字目及び 1 2 文字目
	6 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目
	1 5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目
2 ページ目	4 行目の 2 4 文字目及び 2 5 文字目, 3 4 文字目及び 3 5 文字目並びに 3 9 文字目及び 4 0 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 1 5 文字目及び 1 6 文字目並びに 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目
3 ページ目	4 行目の 2 0 文字目及び 2 1 文字目, 3 0 文字目及び 3 1 文字目, 3 5 文字目及び 3 6 文字目並びに 4 0 文字目及び 4 1 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目並びに 1 9 文字目及び 2 0 文字目
	8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
4 ページ目	4 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 2 4 文字目及び 2 5 文字目, 2 9 文字目及び 3 0 文字目, 3 4 文字目及び 3 5 文字目並びに 3 9 文字目及び 4 0 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目の 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	1 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 9 行目の 1 文字目及び 2 文字目
5 ページ目	4 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 2 0 文字目及び 2 1 文字目, 3 0 文字目及び 3 1 文字目並びに 3 5 文字目及び 3 6 文字目
	5 行目の 1 9 文字目及び 2 0 文字目, 2 4 文字目及び 2 5 文字目並びに 2 9 文字目及び 3 0 文字目
	6 行目の 1 5 文字目及び 1 6 文字目
	1 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目

	1 9 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目の 3 4 文字目及び 3 5 文字目
6 ページ目	4 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 2 5 文字目及び 2 6 文字目, 3 0 文字目及び 3 1 文字目, 3 5 文字目及び 3 6 文字目並びに 4 0 文字目及び 4 1 文字目
	5 行目の 1 4 文字目及び 1 5 文字目並びに 2 4 文字目及び 2 5 文字目
	8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目の 2 2 文字目及び 2 3 文字目
7 ページ目	4 行目の 1 6 文字目及び 1 7 文字目, 3 5 文字目及び 3 6 文字目並びに 4 0 文字目及び 4 1 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目, 6 文字目及び 7 文字目並びに 1 1 文字目及び 1 2 文字目
	6 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目
	7 行目の 7 文字目及び 8 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目
8 ページ目	4 行目の 1 6 文字目及び 1 7 文字目, 3 5 文字目及び 3 6 文字目並びに 4 0 文字目及び 4 1 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目の 5 文字目及び 6 文字目
	7 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目並びに 1 4 文字目及び 1 5 文字目
	1 4 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
9 ページ目	4 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目, 2 3 文字目及び 2 4 文字目並びに 3 3 文字目及び 3 4 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 6 文字目及び 7 文字目
	6 行目の 1 5 文字目及び 1 6 文字目並びに 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
1 0 ページ目	4 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目, 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 2 8 文字目及び 2 9 文字目並びに 3 3 文字目及び 3 4 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 6 文字目及び 7 文字目
	6 行目の 1 5 文字目及び 1 6 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目

	1 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
1 1 ページ目	4 行目の 1 6 文字目及び 1 7 文字目
	5 行目の 1 文字目ないし 4 文字目, 1 9 文字目及び 2 0 文字目並びに 2 9 文字目及び 3 0 文字目
	6 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 6 文字目及び 7 文字目
	7 行目の 4 文字目及び 5 文字目並びに 9 文字目及び 1 0 文字目
	1 3 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
1 3 ページ目	4 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 2 4 文字目及び 2 5 文字目, 2 9 文字目及び 3 0 文字目並びに 3 4 文字目及び 3 5 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	6 行目の 2 0 文字目及び 2 1 文字目並びに 2 5 文字目及び 2 6 文字目
	8 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	9 行目の 1 0 文字目ないし 1 3 文字目及び 2 0 文字目ないし 2 3 文字目
	1 0 行目の 1 文字目ないし 4 文字目及び 1 1 文字目ないし 1 4 文字目
	1 7 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
1 4 ページ目	2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目

## 2 文書 2

ページ	行及び文字
1 ページ目	4 行目の 1 6 文字目及び 1 7 文字目並びに 3 6 文字目及び 3 7 文字目
	5 行目の 5 文字目及び 6 文字目, 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 1 5 文字目及び 1 6 文字目並びに 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	6 行目の 4 文字目及び 5 文字目
	7 行目の 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	1 4 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 0 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	2 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目
2 ページ目	4 行目の 1 6 文字目及び 1 7 文字目並びに 3 6 文字目及び 3 7 文字目

	5 行目の 5 文字目及び 6 文字目並びに 1 0 文字目及び 1 1 文字目
	6 行目の 4 文字目及び 5 文字目, 9 文字目及び 1 0 文字目並びに 1 4 文字目及び 1 5 文字目
	1 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目の 1 文字目及び 2 文字目
4 ページ目	4 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目並びに 3 0 文字目及び 3 1 文字目
	5 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 6 文字目及び 7 文字目
	6 行目の 1 0 文字目及び 1 1 文字目, 1 5 文字目及び 1 6 文字目並びに 2 0 文字目及び 2 1 文字目
	1 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目
	1 7 行目の 1 文字目及び 2 文字目